

## 下水道使用料の改定案について

## 1. 検討した改定案

- ・ 基本料金は、固定費の配分割合に応じて賄うべき金額を算出し、請求件数で除して算出
- ・ 従量料金は、全案とも最小区分の改定額は同一とし、その他の区分は同率の改定率で設定

【各案の使用料表】

		(1月につき・税抜き)			
区分	排除量	現行	案A	案B	案C
基本料金		200 円	657 円	556 円	455 円
従量料金	1~10 立方メートル	45 円	50 円	50 円	50 円
	11~20 立方メートル	80 円	90 円	98 円	105 円
	21~30 立方メートル	105 円	119 円	128 円	138 円
	31~50 立方メートル	130 円	147 円	159 円	170 円
	51~200 立方メートル	150 円	170 円	183 円	197 円
	201~500 立方メートル	175 円	198 円	214 円	229 円
	501 立方メートル以上	190 円	215 円	232 円	249 円

【(参考) 各案の使用料早見表】

		(1月につき・税抜き)		
排除量	現行	案A	案B	案C
10 m <sup>3</sup>	650 円	1,157 円	1,056 円	955 円
20 m <sup>3</sup>	1,450 円	2,057 円	2,036 円	2,005 円
30 m <sup>3</sup>	2,500 円	3,247 円	3,316 円	3,385 円
40 m <sup>3</sup>	3,800 円	4,717 円	4,906 円	5,085 円
50 m <sup>3</sup>	5,100 円	6,187 円	6,496 円	6,785 円
60 m <sup>3</sup>	6,600 円	7,887 円	8,326 円	8,755 円
70 m <sup>3</sup>	8,100 円	9,587 円	10,156 円	10,725 円
80 m <sup>3</sup>	9,600 円	11,287 円	11,986 円	12,695 円
90 m <sup>3</sup>	11,100 円	12,987 円	13,816 円	14,665 円
100 m <sup>3</sup>	12,600 円	14,687 円	15,646 円	16,635 円
500 m <sup>3</sup>	80,100 円	91,087 円	98,146 円	105,035 円
1,000 m <sup>3</sup>	175,100 円	198,587 円	214,146 円	229,535 円
2,000 m <sup>3</sup>	365,100 円	413,587 円	446,146 円	478,535 円
5,000 m <sup>3</sup>	935,100 円	1,058,587 円	1,142,146 円	1,225,535 円
10,000 m <sup>3</sup>	1,885,100 円	2,133,587 円	2,302,146 円	2,470,535 円
20,000 m <sup>3</sup>	3,785,100 円	4,283,587 円	4,622,146 円	4,960,535 円

## 2. 各改定案について委員からの主な意見

## ① 案Aに対する意見

- ・ 将来的な使用水量の減少を前提にすれば、固定費の割合を30%にしておかないと経営が成り立たなくなる。
- ・ 本来、排除量の多寡によらず維持管理費は同一で負担すべきであり、少子高齢化の進行及び少人数世帯の増加を鑑みると案Aが妥当。
- ・ 改定率が比較的平等であり、企業にも過度な負担をかけず、バランスが取れている。
- ・ 今回の使用料改定で節水化の進行に拍車がかかることが予想されるため、基本料金である程度賄う必要があるのではないか。
- ・ 1~10 m<sup>3</sup>の単価が他区分に比して低いが、改定率には著しい差がなく、合理性を有する。
- ・ 使用量に応じた従量料金の差額が少なく、受益者負担の観点から見ても良いと考えられる。
- ・ 現在川越市内で事業を営む病院・福祉施設・工場などへの配慮が必要だと考える。
- ・ 大口使用者は比較的割安に感じられるため、企業誘致において利点になり得る。
- ・ コロナ禍以降、県内の倒産件数は増加傾向であり、大口利用先への過度な負担増は業績悪化を招き、従業員の賃金上昇にもマイナス影響を与える懸念がある。
- ・ 1人世帯と大口使用者の改定率の乖離が大きく、少量使用者への負担が大きい。
- ・ 10 m<sup>3</sup>使用時の使用料の県内順位が上位になる点は少し気になる。

## ② 案Bに対する意見

- ・ 安定的な基本料金の割合は高いほうが良いが、一般家庭における急な料金変動は好ましくないと感じるため、案Bが妥当と考える。
- ・ 一般家庭だけでなく、現在川越市内で事業を営む企業への負担も考慮すると、案Bまたは案Aが妥当ではないかと考える。
- ・ 固定費負担率25%とする合理的な理由が見出せないだけでなく、1~10 m<sup>3</sup>の区分の改定率に対し、他の区分の改定率が約2倍となっているので過度な負担差ではないかと考える。

## ③ 案Cに対する意見

- ・ 生活困窮者の方は、極めて少ない使用量で生活しているのは事実であるため、一定の配慮は必要と考える。
- ・ 企業誘致などは税金で対応することも可能と考えると、大口使用者に一定の負担を求める形も良いのではないか。それにより節水等、使用抑制の効果も期待される。
- ・ 現在、市内で事業を営む企業への影響が大きすぎる。
- ・ 固定費負担率を20%とする理由が見出せないだけでなく、固定費の安定的な回収につながらないほか、1~10 m<sup>3</sup>の区分の改定率に対し他の区分の改定率が約3倍となっており、受益者負担の原則からすると合理性がない。

## 3. その他の意見

- ① 今回の改定は17年ぶりとなり、影響が大きいと考えられる。使用料改定は公共下水道事業を将来にわたって維持・管理していくために必要であるということについて、様々な媒体を用いて幅広く周知を行い、市民・事業者の理解を得られるよう努めてほしい。
- ② 今後の下水道使用料については、社会・経済情勢の変化に合わせて適宜妥当性を検証し、5年を目安に定期的に見直しを行ってほしい。